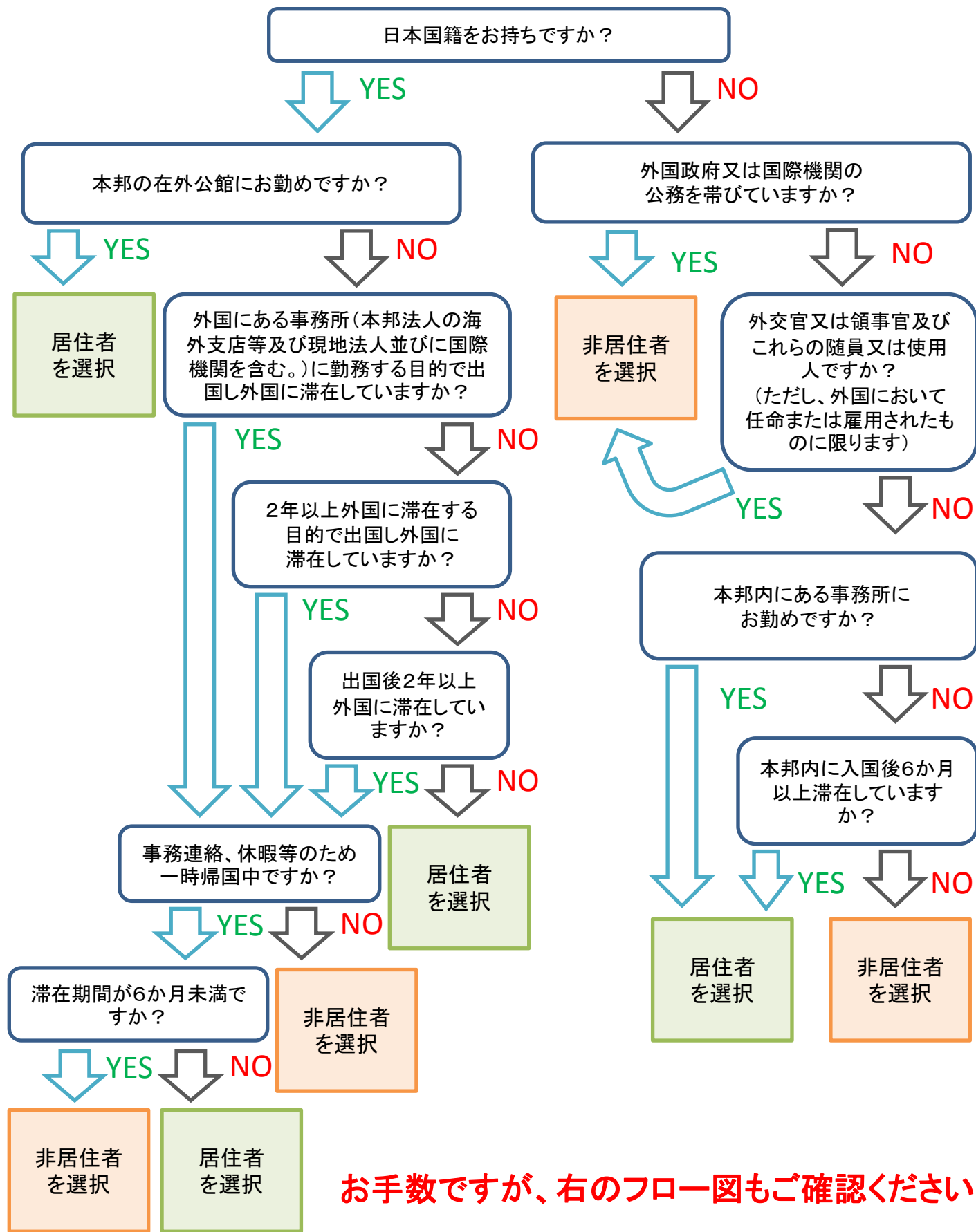
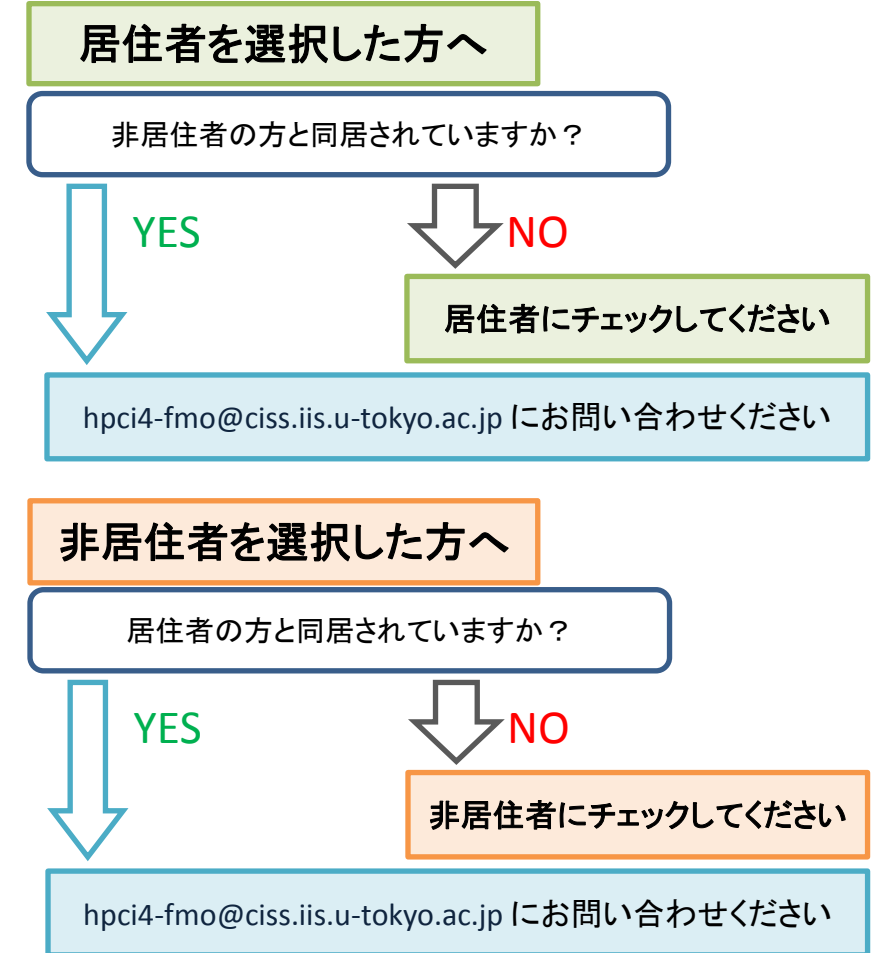


# 居住性判定フローチャート



お手数ですが、右のフロー図もご確認ください。



上記判定結果に関わらず、以下の①又は②に当てはまる方は、非居住者にチェックしてください

- ① アメリカ合衆国軍隊、アメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族、軍人用販売機関等、軍事郵便局、軍用銀行施設及び契約者等の方(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和27年政令第127号)第3条)
- ② 国際連合の軍隊、国際連合の軍隊の構成員、軍属、家族、軍人用販売機関等及び軍事郵便局並びに政府が国際連合の軍隊と合意して定めるところに従い財務大臣から指定された方(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和29年政令第129号)第3条)

ご回答いただきました内容につきまして、こちらから改めて再確認させていただく場合があります。

質問の意味がわからない等ご不明な点がある方は、[hpci4-fmo@ciss.iis.u-tokyo.ac.jp](mailto:hpci4-fmo@ciss.iis.u-tokyo.ac.jp)にお問い合わせください。

※外国為替法令の解釈及び運用について(抄)  
[平成12年12月28日 蔵国第2345号]をもとに作成